

# 「介護保険住宅改修について」

岩沼市健康福祉部介護福祉課

在宅の要介護者・要支援者が、厚生労働大臣の定める種類の住宅改修を行ったときは、市が要介護者等の心身の状況や住宅の状況等から必要と認めた場合に、居宅介護（介護予防）住宅改修費が支給されます。

介護保険住宅改修は、住宅改修工事着工前の事前申請と、住宅改修後の事後申請が必要です。事前の申請がなく工事を着工した場合や、事前申請と異なる内容の住宅改修を行った場合は、支給対象となりません。

## 1 改修の概要

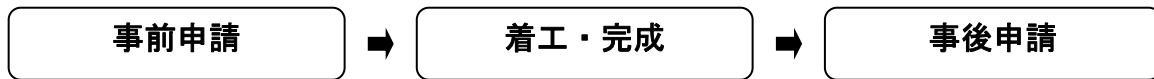
<b>対象者</b>	<p>要介護・要支援として認定された方が対象となります。</p> <p>介護認定申請中に改修した場合には、認定結果が出たあとに住宅改修費が支給されます。</p> <p>※認定結果が非該当であった場合には支給されません。</p> <p>※入院中・入所中に改修した場合には、退院・退所後に住宅改修費が支給されますが、退院・退所しないこととなった場合には支給されません。</p>
<b>対象となる住宅</b>	<p>被保険者証に記載してある住所地の住宅のみが対象となります。</p> <p>※一時的に別の居住地に身を寄せている場合には、当該住宅は対象とはなりません。</p>
<b>対象となる改修の種類</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 手すりの取付け</li><li>② 段差の解消</li><li>③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</li><li>④ 引き戸等への扉の取替え</li><li>⑤ 洋式便器等への便器の取替え</li><li>⑥ その他上記①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</li></ul>
<b>支給限度基準額</b>	<p>20万円を限度とし、その費用の9割～7割を支給します（支給満額18万円～14万円）。</p> <p>※転居した場合や要介護状態が著しく重くなった場合には、改めて20万円まで利用できることがあります。</p> <p>※複数の被保険者が同一住宅に居住する場合には、被保険者ごとに申請が可能ですが、改修範囲が重複してはなりません。そのため、共有部分の改修は一の申請のみ可能となります。</p> <p>※新築または増築工事は対象となりません。</p>

## 2 対象となる改修について

	対象となる改修	対象とならない改修
①手すりの取付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒防止、移動・移乗のために固定して設置するもの</li> <li>・既存の手すりを別の場所に付替える場合の取付けに要する費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定されておらず、取外しが可能なもの</li> </ul>
②段差の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下等の床のかさ上げや敷居を低くする工事</li> <li>・玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するためにスロープ等を設置する工事</li> <li>・浴室の床のかさ上げ</li> <li>・浴槽の取替え（浴槽の底と浴室の床の高低差を緩和）</li> <li>・階段の段数を増やし、一段の高さを小さくする工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定されておらず、取外しが可能な踏み台やスロープ</li> <li>・昇降機、リフト、段差解消機等の設置</li> </ul>
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畳敷からフローリング等（滑りにくい床材）への変更</li> <li>・滑り防止マットを床に貼り付ける工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化や科学的磨耗による劣化を理由とする床の工事</li> </ul>
④引き戸等への扉の取替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等への変更</li> <li>・扉の撤去</li> <li>・ドアノブの変更</li> <li>・戸車の設置やレールの取替え</li> <li>・扉の開き方の変更（右開きから左開きへの変更）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに入出口を作り扉を取付ける工事</li> </ul>
⑤洋式便器等への便器の取替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和式便器から洋式便器への変更</li> <li>・便器の向きを変更</li> <li>・既存の和式便器を取り壊し、別の場所に洋式便器を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に洋式便器である場合にウォッシュレット機能を追加する工事</li> </ul>
⑥その他必要となる付帯工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりを固定するための壁の下地補強</li> <li>・浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事</li> <li>・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置</li> <li>・床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備</li> <li>・扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事</li> <li>・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取り替えに伴う床材の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便器の取替えに伴う便所の拡張工事</li> </ul>

※上記の「対象となる改修」及び「対象とならない改修」は例示列举です。

### 3 支給申請の流れ



#### <事前申請>

介護保険住宅改修においては、改修前の事前申請が必要となります。事前申請がなく改修を行ったものや事前申請の内容と異なる改修を行ったものについては、支給対象となりません。

介護支援専門員等は、被保険者本人の身体状況や意向を踏まえ、課題分析を十分に行ったうえで真に必要な改修を行うよう支援をお願いします。

#### 事前申請の際に提出する書類

書 類	留 意 点
①住宅改修が必要な理由書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護支援専門員や地域包括支援センターが作成します。</li> <li>○居宅介護支援等の提供を受けていない場合には、介護支援専門員や地域包括支援センターの他に住環境コーディネーター２級以上の方、理学療法士や作業療法士の方が作成することができます。</li> </ul>
②工事費見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宛名は<u>被保険者本人の姓名</u>に限ります。</li> <li>○工事を行う箇所・内容及び規模を明記し、材料費、施行費、諸経費等を適切に区分したものが必要となります。<u>※工事箇所が複数ある場合はどの箇所の工事の費用なのかが分かるように記載してください。</u></li> <li>○保険給付対象外の工事費用が含まれている場合には、<u>保険給付対象工事費用と対象外工事費用を明確に区別してください。</u></li> <li>○被保険者本人や家族が改修を行う場合には見積書は不要ですが、材料費が明記してあるカタログ等を添付してください（材料の購入費のみが支給対象となります。）。</li> </ul>
③図面（平面図等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事箇所がわかる図面を添付してください。</li> <li>○手すり工事については、本人居室や便所、浴室等への導線がわかる図面を添付してください。</li> </ul>
④写真（改修前）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○撮影日を入れてください。カメラに日付機能がない場合には、黒板や紙に日付を記入し、工事箇所に置いて写真に写し込んでください。</li> <li>○改修箇所がわかりやすいよう、広角的な構図で撮影してください。</li> <li>○段差の解消工事については、<u>段差の高さがわかるよう改修箇所にメジャーをあてて撮影してください。</u></li> </ul>
⑤住宅改修の承諾書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅の所有者が被保険者本人以外の場合に必要となります。</li> <li>○認定結果がおりていないうちにただちに住宅改修を行う必要がある場合や、入院・入所中に、退院・退所のために住宅改修を行う必要がある場合なども、承諾書が必要となります。</li> </ul>

## <事後申請>

被保険者を担当する居宅介護支援専門員または地域包括支援センターの職員は、事前申請と異なる住宅改修工事とならないよう、住宅改修を行う事業所等と密に連携してください。

また、住宅改修後も、再度、被保険者に適した住宅改修が行われたことの確認をお願いします。

### 事後申請の際に提出する書類

書 類	留 意 点
①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 もしくは 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任用）	<p>○申請者は原則として被保険者本人です。</p> <p>○口座振込依頼欄は金融機関名・支店名、フリガナの記載漏れに注意し、正確に記入してください。また、ゆうちょ銀行への振込を希望する場合には、預金通帳を確認のうえ、<u>他金融機関からの振込の受取口座</u>を記入してください。</p> <p>○認定結果がおりないうちに住宅改修を行った場合は、認定がおりてから申請することになります。<u>認定結果が非該当の場合は、住宅改修費は支給されません。</u></p> <p>○入院中に住宅改修を行った場合は、退院後に申請することになります。<u>退院しないこととなった場合は、住宅改修費は支給されません。</u></p>
②領収書	<p>○宛名は<u>被保険者本人の姓名</u>に限ります。</p> <p>○介護保険対象外の工事が含まれている場合には、内訳書の中で介護保険対象工事が区別されていることが必要です。</p> <p>○但しの欄には、「介護保険住宅改修費として」等と記載してあるものを提出してください。</p>
③写真（改修後）	<p>○撮影日を入れてください。カメラに日付機能がない場合には、黒板や紙に日付を記入し、工事箇所に置いて写真に写し込んでください。</p> <p>○改修箇所がわかりやすいよう広角的な構図で撮影してください。</p> <p>○段差の解消工事については、<u>段差が解消されたことがわかるよう必要に応じ改修箇所にメジャーをあてて撮影してください。</u></p> <p>○<u>改修前の写真と同じ構図において撮影し</u>、改修した内容がわかりやすいようにしてください。（改修したことが確認できない場合には再度撮影を求めることがあります。）</p>

## 4 支給申請後

給付費の振込は、事後申請月の翌月末です。指定の口座に給付費を振り込みます。

## 5 住宅改修 Q&A

令和5年2月1日作成

項目	質問	回答
手すり	廊下やトイレの壁の両側に手すりを設置したいが、支給対象となるか。	原則として、片側設置のみ支給対象となります。しかし、利用者の身体状況によっては、両側への設置も住宅改修の対象となります。必要な理由を簡潔に記載してください。
手すりの種類	跳ね上げ式手すりを設置したいが、支給対象となるか。	本人の動作や住環境等の理由から設置が必要な場合は、支給の対象になります。必要な理由を詳細に記載してください。
ユニットバス	ユニットバスの設置をしたい、住宅改修の対象となる箇所を教えてください。	ユニットバス一式の工事は対象となりませんが、下記①から③は支給対象に該当します。支給対象項目毎に対象工事費が適切に按分されている場合に限り、給付の対象としますので、見積書に単価や工事費を詳細に記載してください。 ① 扉 ② 床 ③ 浴槽
支給対象について	住宅改修工事に伴う清掃費用は支給対象となるか。	支給対象には含まれません。

※上記以外のQ&Aについては、厚生労働省ホームページ [介護サービス関係Q&A](#) を参照してください。